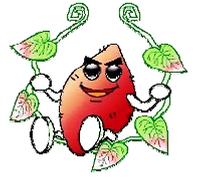


令和3年度 嘉手納町

子育てのための施設等利用給付認定申請案内



書類配布：令和3年1月6日（水）より

申込期間：令和3年1月19日（火）～ 1月29日（金）（土日祝日除く）

受付時間：8時30分～17時15分【12時～13時は除く】

受付場所：嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係（役場1階） TEL：956-1111（内線123）

※既に令和3年度の保育所等（保育所、認定こども園など）入所申込を行った方は手続き不要です！

【注意事項】

- ・「施設等利用給付認定」は申請日以前に遡って認定できないため、必要な方はお早めに手続きをお願いします。
- ・認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料を無償上限額内で無償化対象とする場合は、「保育の必要性の認定」が必要です。
- ・「保育の必要性」の認定要件には、保護者の状況（就労、妊娠・出産など）に応じた確認書類の提出が必要となります。（就労は月64時間以上が必要条件）
- ・申込の必要書類に不備があると受付することが出来ませんので、ご注意ください。
- ・前年度より継続で無償化の適用となることを希望する場合も、現況の届出（認定申請）の手続きは必要です！

●子育てのための施設等利用給付対象施設に関する一覧表・上限金額表

利用施設・サービス等	保育の必要性	年齢等（4/1時点）	認定区分	上限金額表	
新制度に移行していない 私立幼稚園	なし	満3歳以上児の場合	新1号	入園料と教育部分の利用料が月額25,700円まで無償	
幼稚園等での預かり保育	あり	満3歳以上児の場合	新2号	月額11,300円まで無償	※1日あたり上限450円 (利用日数に応じて 上限月額は変動)
		満3歳児の場合 (住民税非課税世帯のみ)	新3号	月額16,300円まで無償	
認可外保育施設等 ※1	あり	3～5歳児クラスの場合	新2号	利用料が 合計月額37,000円まで無償	
		0～2歳児クラスの場合 (住民税非課税世帯のみ)	新3号	利用料が 合計月額42,000円まで無償	

※1 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

- 満3歳児（幼稚園等利用）または0～2歳児クラスの児童（認可外保育施設等利用）に関する認定対象の確認について
下記のとおり住民税に基づき非課税世帯の状況確認を行います。未申告等で税情報がない場合は、世帯状況の確認が出来ないため、施設等利用給付の認定が出来ません。（無収入の方も申告が必要です。）

・住民税の確認時期について（毎年9月切替）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度分（R2年度）に基づく確認					当年度分（R3年度）に基づく確認						

●保育を必要とする事由 … 保護者が以下のいずれかに該当していること。

	事由	状況	給付認定期間
1	就労	月64時間以上で就労していること。 ※採用予定含む。	就労期間中
2	就学・職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学または職業開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。(月64時間以上) ※通信制、習い事、塾、教室等は除く。	就学期間中
3	求職活動	求職活動を行っていること。 ※起業準備含む。	最長3ヶ月
4	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないこと。	産前3ヶ月、産後2ヶ月 ※状況に応じて、申立により産後4ヶ月まで延長可能。
5	疾病・障害	保護者が疾病や障害を有しており保育が困難な状況であること。	保護者の療養期間中
6	同居親族の看護・介護	疾病又は常時介護が必要な同居親族を看護(介護)しており保育が困難な状況であること。	看護(介護)者の療養期間中
7	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること。	災害復旧の対応期間中
8	DV等	虐待やDVのおそれがあること。	申請内容により判断
9	その他、町長が認める上記の事情に類する状態であること。		申請内容により判断

※疾病・障害、看護・介護について、申請内容によっては「保育を必要とする事由」の判断基準を満たさない場合があります。

●提出書類 ※「◆」は指定様式です。必要な方は町HPまたは子ども家庭課にて提供しております。

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(新2・3号:ピンク色、新1号:緑色)
- 保護者の以下該当項目の必要書類**

保護者の状況		提出書類
1	就労 (採用予定含む)	◆就労証明書(表面) ※更新のある場合は、更新の都度提出が必要!
	自営業	◆就労証明書(裏面記載)
	フリーランス	仕事内容を証明する添付書類(開業届、税申告書、営業許可証など)
2	就学・職業訓練	在学証明書、カリキュラム(時間割など)、入学予定の場合は合格通知等の写し
3	求職活動(起業準備含む)	◆求職申立書(ハローワークカードがある場合は添付)
4	妊娠・出産	◆妊娠・出産入所に関する同意書 親子健康手帳の写し(分娩予定日の記載があるページ)
5	疾病・障害	◆診断書<<保護者・同居者用>>、身体障害者手帳や療育手帳等の写し
6	同居親族の看護・介護にあたっている方	◆診断書<<看護・介護証明用>>(介護保険被保険者証がある場合は添付)
		◆看護(介護)申立書

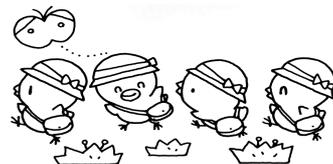
- 該当する世帯のみ提出が必要な書類

世帯状況	提出書類	
1	認可外保育施設のみ利用希望の方	◆保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
2	ひとり親世帯 (①②③④いずれか)	①児童扶養手当受給者証、②母子及び父子家庭等医療費受給者証、 ③遺族年金受給者証、④(①～③以外)戸籍謄本(離婚日確認)
3	生活保護世帯	生活保護受給証明書または被保護者証明書の写し
4	R2.1.1時点で町外在住の方 (児童が3歳児未満の場合のみ)	令和2年度課税証明書 ※R2.1.1時点の住民登録市町村で発行
5	軍人・軍属の方	2019 W-2 (Wage and Tax Statement)

～ 注意事項（必ず下記の内容をご確認ください）～

●施設等利用給付認定後の『保育を必要とする事由』の確認について

- ① 認定決定後でも、電話・訪問等により就労等状況の確認を行います。その際に勤務確認が出来ない場合や申請内容に虚偽がある場合は、認定取消の対象となる場合があります。
- ② 保護者の勤務先の変更や退職又は入所時と家庭の事情が変わった場合は、必ず子ども家庭課まで変更を届出ください。提出及び連絡がなく、その内容が判明した場合は、認定取消となる場合があります。
- ③ **年度内において勤務の任用期間に更新がある場合は、現況確認のためその都度の確認書類の提出が必要となります。連絡なく指定期限を過ぎても提出がない場合は、認定取消となる場合があります。**
- ④ 求職活動中での認定可能期間は最長3ヶ月となります。期間満了となる前に勤務（または採用予定）が決まった場合は、早めに子ども家庭課まで「就労証明書」等の書類を提出してください。
- ⑤ 妊娠・出産を理由としての認定期間は、産前3ヶ月、産後2ヶ月までとなります。（状況に応じて申立により産後4ヶ月まで延長可能。）



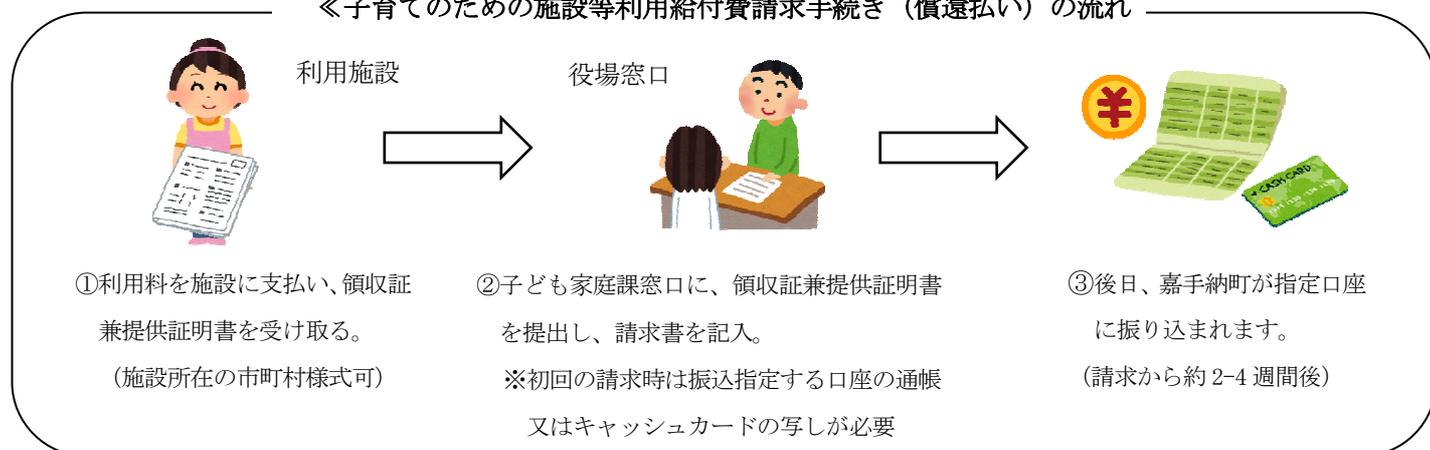
●施設等利用給付認定後の転入、転出について

- ① 他市町村へ転出する場合は、事前に子ども家庭課までご連絡ください。
- ② 他市町村より転入した場合は、手続きに必要な書類と併せて、既に発行されている「施設等利用給付認定通知書」と「施設等利用給付認定取消通知書」をご持参の上、子ども家庭課で認定手続きを行ってください。

●施設等利用給付認定後の請求手続きについて

施設等利用給付認定期間中は、必要書類をご準備の上、下記の流れに沿って子ども家庭課で請求手続きを行ってください。

＜子育てのための施設等利用給付費請求手続き（償還払い）の流れ＞



施設によっては代理受領※を行っている施設もあります（施設へご確認ください）。

※代理受領 … 施設が保護者に代わり利用料を役場に請求することです（無償化上限額まで）。

利用料が無償化上限以内の場合、施設への利用料の支払いはありません。

※1 「請求書」、「領収証兼提供証明書」が必要な方は町HPまたは子ども家庭課にて提供しております。

※2 役場窓口への提出は施設利用月の翌月末までをお願いします。《例：4月分は5月末まで》
(請求の有効期限は利用日の翌月1日から2年間ですが、お早めにご請求ください。)



【お問い合わせ】 嘉手納町子ども家庭課 保育支援係
TEL : 956-1111 (内線 123、272、275) / FAX : 956-8094

